

川西市市民協働事業提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会的課題や身近な地域課題に対して、市民公益活動団体等が有する先駆性、専門性、柔軟性等を活かし、市と協働して実施することにより、その効果的又は効率的な解決を図るため、市民公益活動団体等から市と協働して実施する事業の提案を公募する市民協働事業提案制度（以下「本制度」という。）を創設し、もって市への市民参画の促進を図り、地域づくりを行う多様な担い手の育成につなげ、より住み良いまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」、「市民公益活動」、「市民公益活動団体」又は「事業者」とは、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）第2条第2号及び第6号から第8号までに規定する協働、市民公益活動、市民公益活動団体又は事業者をいう。

(提案者の要件)

第3条 本制度に基づき市と協働して実施する事業（以下「協働事業」という。）の提案をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす市民公益活動団体又は事業者とする。

- (1) 市内で事業実施が可能であり、3人以上の構成員で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと。

(協働事業)

第4条 市が設定したテーマについて協働事業を公募する。

- 2 第1項のテーマは、市総合計画の実現に向け、市の課題解決に資するものを選定する。

3 前項の規定による協働事業については、川西市市民協働事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づく補助金の交付により実施することができる。

（協働事業の募集及び周知方法）

第5条 協働事業の募集は、市長が申込期間を定めて行う。

2 前項の申込期間は、1月以上設けるものとする。

3 第1項の募集に係る周知方法は、市の広報紙及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法とする。

（応募方法）

第6条 前条の募集に応募しようとする団体（以下「提案団体」という。）は、テーマについて十分理解するために、当該協働事業に関係する課等（以下「担当課等」という。）に事前相談を行うものとする。

2 前項の事前相談の後、提案団体は、自身が提案する協働事業（以下「提案事業」という。）について、次に掲げる書類を添えて、協働事業提案書（様式第1号）を市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

(1) 団体概要書(様式第2号)

(2) 定款、規約、会則その他これらに類するもの

(3) 役員名簿

(4) 団体の活動状況を示す資料

(5) 団体の経営状況を示す資料

(6) その他市長が必要と認める書類

（受付）

第7条 市長は、前条の規定に基づき提出のあった提案書の内容に不備があった場合、提案団体に対して補正を求めるものとする。

2 前条の規定に基づき提出のあった提案書の内容が、本制度の目的に合致しない場合又は第3条の要件に該当しないことが判明した場合は、当該提案団体に対して協働事業却下通知書（様式第3号）を交付することにより却下するものとする。

（事前協議）

第8条 第6条の規定に基づき提案を受け付けたときは、担当課等は、提案団体と所定の期間内に事業実施上の課題、協働の方法、役割分担等について協議及び調整を行うものとする。

2 提案団体は、前項の協議を受けて、当該提案事業について実施することができないと

判断した場合は、協働事業提案取下げ願い（様式第4号）を提出するものとする。

（公開プレゼンテーション）

第9条 市長は、第6条の規定により提案事業の応募を受け付けたときは、提案団体が出席する公開の説明会（以下「公開プレゼンテーション」という。）を原則、実施するものとする。

2 提案団体は、公開プレゼンテーションに出席し、提案事業について説明するとともに、次条に規定する審査委員会からの質問に応答するものとする。

（審査委員会）

第10条 市長は、提案事業の採択の適否に係る選考について、川西市付属機関に関する条例（昭和52年川西市条例第3号）の規定に基づく川西市市民協働事業補助金交付審査委員会（以下、審査委員会）に諮問する。

2 審査委員会は、前条の規定により実施した公開プレゼンテーションでの提案事業に係る説明内容、提案団体に対する質問の回答等をもとに、事業採択の適否について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 前項の規定による審査は、非公開で行うものとする。

（事業採択の可否決定）

第11条 市長は、前条第2項の規定に基づく審査委員会からの審査結果の報告を参考にした上で、提案事業の採択の可否について決定するものとする。

2 前項の規定により提案事業の採択を決定したときは、協働事業選定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により提案事業の不採択を決定したときは、補助金交付要綱の規定に基づく不交付決定通知により、提案団体に対し通知するものとする。

（協働事業の協定）

第12条 市長は、前条の選定に基づき、提案団体と協働して事業を実施するにあたっては、協働事業協定書（以下「協定書」という。）を締結するものとする。

2 前項の場合において、提案団体及び担当課等は、当該協定書の内容に基づき、協働事業を誠実に実施するものとする。

（補助金による実施）

第13条 提案事業を第4条第3項に規定する補助金の交付により実施する場合、第11条第2項及び第14条の規定による通知等は補助金交付要綱に規定する交付決定通知、不交付決定通知及び事業実績報告書に代えるものとし、また、前条第1項の規定は適用

しない。

(協働事業の成果報告)

第14条 提案団体は、協働事業が完了したときは、協働事業成果報告書(様式第6号)を作成し、市長へ提出するものとする。

(所管)

第15条 第12条に規定するものを除く本制度に係る事務は、市長公室参画協働課において処理する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和7年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日までに、この要綱による採択を受けている事業については、なお従前の例による。